

令和5年度（在学）

奨学金案内

<タイプA>

高校・専修学校高等課程在学学生用

無利息奨学金

定期採用

緊急採用

公益財団法人岩手育英奨学会は、優れた生徒で、経済的理由により修学に困難があるものに対し、学資の貸与等を行うことにより、社会に有用の人材を育成することを目的としています。

☆奨学金は貸与です。卒業後返還することになります。

返還金は、後輩の奨学金として再び活用されます。奨学金を希望する人はこの案内書をよく読み、自分の現在・将来の生活設計に基づき、申込条件・返還方法等を考えて自分で申込みに必要な書類を書き、自分で申し込んでください。（家計の収入等、家族の方に相談しなければ書けないところは、よく相談して書いてください。）

公益財団法人 岩手育英奨学会

公益財団法人岩手育英奨学会では、高等学校（専攻科、中等教育学校後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）・専修学校高等課程**第1～第3学年**に在学している人で奨学金を希望する人を対象に奨学生の募集をしています。

【奨学金の種類】

高等学校・専修学校高等課程奨学金は無利息で、「定期採用」と家計急変による「緊急採用」があります。

【申込みの資格】

岩手県内に住所を有する者の子女で、高等学校（中等教育学校後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）又は、専修学校高等課程の**第1～第3学年**に在学し、人物・学業ともに優れ、健康上修学に支障がなく、経済的理由により修学が困難な人。

- ◎ 緊急採用については、3ページの「緊急採用による奨学金制度とは」を参照してください。
- ◎ 外国籍の人は、学校に相談してください。

【借りられる金額】

☆ 貸与月額

国・公立	自宅月額	18,000円	自宅外月額	23,000円
私立	自宅月額	30,000円	自宅外月額	35,000円

(注) 自宅外月額の貸与については、現に自宅以外から通学している人で自宅外月額を希望する人に貸与します。詳しい内容は、学校に相談してください。

【借りられる期間】

☆ 定期採用は、原則として本会が定めた月(令和5年4月)から卒業するまでの修業年限です。

☆ 緊急採用の貸与始期は、その事由が発生した月まで遡ることができます。(ただし、令和5年4月が限度です。)

【申込みの時期】

☆ 定期採用は、4月に募集します。

☆ 緊急採用は、7月から翌年1月まで随時受け付けています。

ただし、申込みの状況によっては、募集を打ち切ることがあります。

申込みをする場合は、学校が定めた書類の提出期日を守ってください。

【奨学金申込みのために用意する書類】

- ☆ 令和5年度岩手育英奨学会奨学生願書（在学・緊急）
- ☆ 家計支持者の令和4年度所得課税証明書（全部記載）
- ☆ 住民票（世帯全員記載のもの）※マイナンバー不要
- ☆ その他必要な書類

- (注) 1 「所得課税証明書」は、父と母両方、又はこれに代わって家計を支えている者の証明書が必要です。
- 2 緊急採用に申し込む場合は、家計急変に関する確認資料等が必要です。

- ☆ 審査後に「誓約書・奨学金振込口座届」及び「奨学金返還誓約書」の提出が必要です。（用紙は、選考後送付します。P4 図参照）

添付書類として連帯保証人2名（1名は保護者、もう1名は62歳以下の独立した生計を営んでいる者）の印鑑登録証明書、もう1人の連帯保証人の令和3年度所得課税証明書（全部記載）が必要です。

※もう1人の連帯保証人は、非課税世帯の方は認められません。

【採用の基準】

- ☆ 学力の基準 … 第1学年に在学する人は、中学校の第3学年の学習成績が5段階評価による評定で平均3.5以上です。
第2学年以上に在学する人は、高等学校（専修学校高等課程）の申込み時までの学習成績が平均3.0以上となります。
 - ☆ 家計の基準 … 家計支持者の収入額から所得金額を算出し、その金額から規定で定められた控除額を差し引いた金額が、本会の定める採用基準の収入基準額を下回ること。
- ※ 学力評価で対象外となっていた人で、低所得世帯（市町村民税所得割額が非課税）の方は、特例により申し込みできる場合があります。

- ★ 緊急採用の場合には、緩和された基準が適用されます。又、学力・家計基準にあてはまらない場合でも、特例により申し込みできる場合があります。詳しい内容は学校に相談してください。

—— 収入の「めやす」 ——

（単位：万円）

	給与所得の場合 (収入金額・税込)		給与所得以外の場合 [所得金額(収入金額-必要経費)]	
	4人世帯	5人世帯	4人世帯	5人世帯
国・公立	790	832	330	359
私立	809	850	343	372

この金額以上でも、家庭の事情によっては家計の基準をクリアできる場合があります。奨学生願書の「所得から差し引かれる金額」欄に該当する項目があれば学校に相談してください。

【奨学生になったら】

奨学生には、奨学生証・奨学生のしおりを交付します。

奨学生としての自覚を持ち、高校生にふさわしい生活態度で、学業に励んでください。

また、家計が好転したときは、奨学金を辞退してください。

【採用されなかったら】

選考の結果採用されないことがあります。希望を失わず機会あるごとに申し込みをしてください。

【奨学金の交付】

奨学金は、原則として2か月に1回2か月分ずつ、奨学金振込口座届で指定した奨学生本人名義の口座に振り込みます。(取扱金融機関は岩手銀行のみとなります。)

【奨学金の継続】

貸与期間中、原則として1年に1回(年度末)奨学金継続願を提出します。その際、奨学生としての状況を報告してください。

【貸与が終了したときは】

奨学金返還誓約書にしたがって返還してください。

奨学金は、先輩からの返還金を直ちに後輩の奨学金として貸与する仕組みとなっています。約束どおり必ず返還してください。

緊急採用による奨学金制度とは

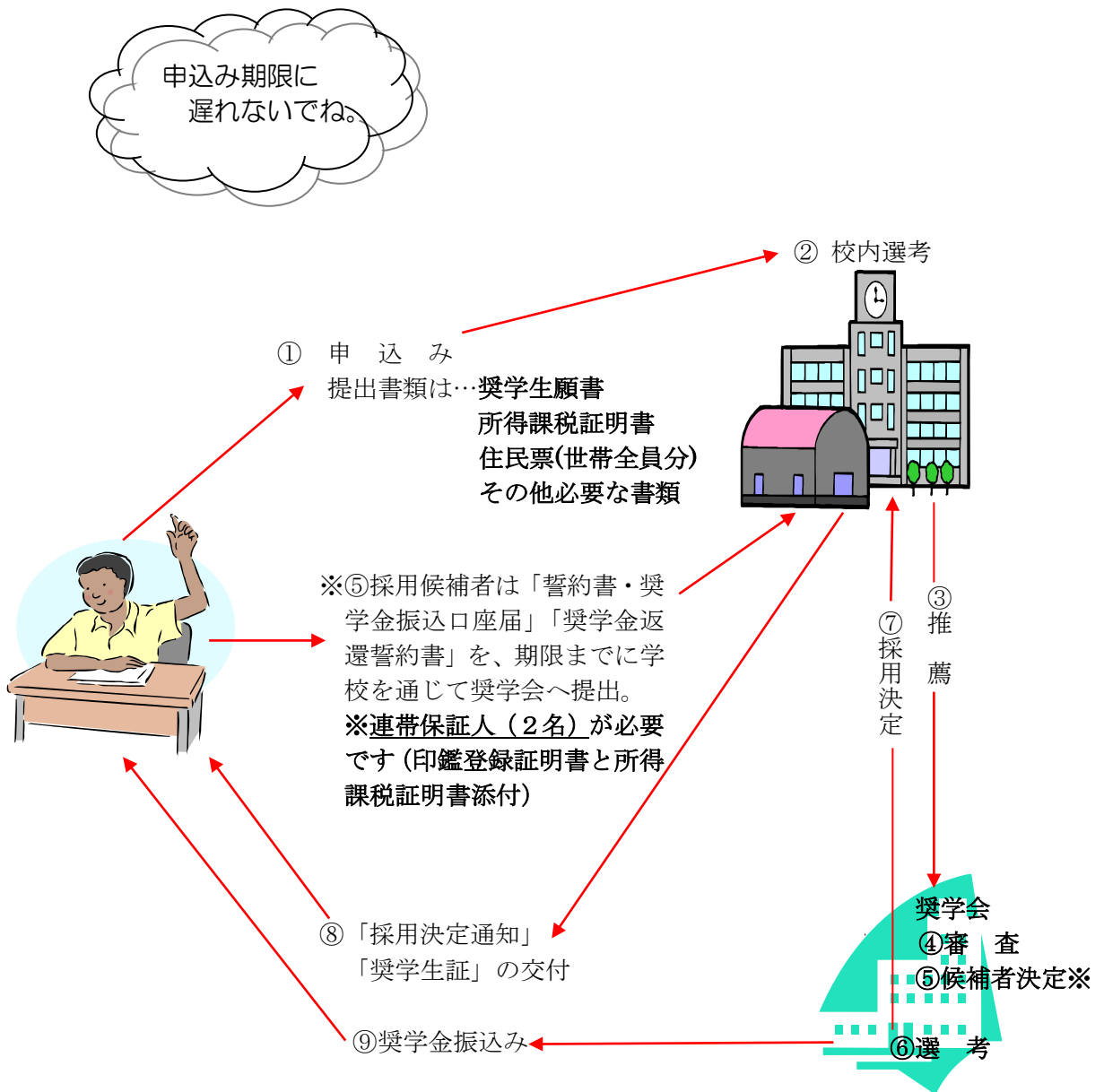
家計を支えている人が、失職・破産・会社の倒産・病気・死亡又は火災・風水害などにより家計急変による収入減のため、緊急に奨学金が必要になった場合に貸与が受けられる制度です。

緊急採用の理由にあてはまるときは学校に相談してください。

- ☆ 学力基準・家計基準ともに通常の採用より緩和されています。
- ☆ 募集は、7月から翌年1月まで随時行っています。
- ☆ 家計が急変した事由が発生したときから、おおむね1年以内である場合申し込みすることができます。
- ☆ 貸与の開始は、緊急採用の理由が発生した月まで遡れます。
(ただし、令和5年4月が限度です。)
- ☆ 貸与の終期は、奨学金継続願の提出により修業年限を限度として延長することができます。
- ☆ 申込資格・貸与月額・提出書類などは、定期採用と同じです。

【申込みから振込みまで】

☆奨学金に関する手続きはすべて学校を通じて行います。



【返還するには】

- 卒業後、岩手銀行各支店からの口座引落としにより返還することになります。
- 返還方法は「月払い」と「月払いと半年払いの併用」があり、借用の明細提出時に選びます。

◇月払いの返還例：3年間（36か月）貸与を受けた場合

区 分	借入金額	返還回数（返還年数）	返還月額	
国・公立	自 宅	648,000 円	108 回（9 年）	6,000 円
	自宅外	828,000 円	120 回（10 年）	6,900 円
私 立	自 宅	1,080,000 円	144 回（12 年）	7,500 円
	自宅外	1,260,000 円	144 回（12 年）	8,750 円

【返還に困ったときは】

- 卒業後、進学したときや病気・災害・失職等の場合、願い出により一定期間返還が猶予されます。
- 死亡又は心身に著しい障害があるため返還ができなくなったときは、願い出ていただくことにより、状況に応じて全部又は一部の返還が免除されます。

- ★ お問い合わせは、必ず在学学校（出身学校）を通じてお願いします。
- ★ この「奨学金案内」は、令和5年4月現在で記載してありますが、公益財団法人岩手育英奨学会奨学金貸与規程等が変更された場合には、変更後の規程が適用されますので御承知おきください。



申込みでわからないことが
あったら学校の先生か奨学
金担当の方に聞いてね

奨学生願書の書き方（記入例）

◎ペン又はボールペンを使用し、修正液は使わないでください。

令和5年度岩手育英奨学会奨学生願書（在学・緊急）＜タイプA＞

1/3ページ

受付番号

・給与所得の場合

令和4年度市民税県民税課税（所得）証明書

合計所得金額	令和2年度	市民税内訳		県民税内訳	
2,471,000 円	年税額	均等割額	所得割額	均等割額	所得割額
給与収入金額	100,600	3,000	57,400	2,000	38,200
所得の種類	所得控除				
給与所得 2,471,000	雑損	0	扶養親族		
	医療費	0	配偶者 普通		
	社会保険料	550,000	配偶者 老人		
	小規模企業共済	0	扶養 特定		
	生命保険料	67,000	扶養 同老		
	地震保険料	0	扶養 16未満		
			扶養 その他		
			合計所得金額は令和3年中分です		

※ 所得金額は参考1 給与所得金額早見表を参照し記入

万円未満切り捨て

参考1 給与所得の場合の「所得金額（税込）」の計算の仕方

収入金額	所得金額
～329	0
330～400	収入金額（万円）×0.8－263 万円
401～878	収入金額（万円）×0.7－223
879～	収入金額（万円）－486

・給与所得以外の場合

令和4年度市民税県民税課税（所得）証明書

合計所得金額	令和2年度	市民税内訳		県民税内訳	
2,705,000	年税額	均等割額	所得割額	均等割額	所得割額
	6,000	3,500	0	2,500	0
所得の内訳	所得控除				
農業所得 205,000	雑損	0	扶養親族		
給与収入 3,805,000	医療費	0	配偶者 普通		
給与所得 2,500,000	社会保険料	492,000	配偶者 老人		
	小規模企業共済	0	扶養 特定		
	生命保険料	35,000	扶養 同老		
	地震保険料		扶養 16未満		
			扶養 その他		
			合計所得金額は令和3年中分です		

公益財団法人岩手育英奨学会 様 令和5年4月 日

下記の記載事項に相違ありません。貴会の奨学金を申し込みます。

申込者は「奨学金案内」を参照し、太線内を記入すること。

フリガナ **ショウガク** **ハルコ** 氏名 **奨学 春子** 性別 男 女 申込印

住所 〒020-8570 盛岡市内丸10-1 TEL 019-123-4567

学校名 **岩手県立** ○○ 高等学校 第1学年 (全日制・定時制・通信(単位)制・専攻科) 自宅・自宅外 どちらかに○

出身中学校 **盛岡市立育英** 中学校 他奨学金の有無 有 (名称)

フリガナ **ショウガク** **タロウ** 氏名 **奨学 太郎** 性別 男 女 申込印

住所 〒020-8570 盛岡市内丸10-1 TEL 019-123-4567

本人との続柄 **父**

フリガナ **イクエイ** **マナブ** 氏名 **育英 学** 性別 男 女 申込印

住所 〒020-1234 盛岡市大通20-1 TEL 019-123-6789

本人との続柄 **叔父**

生計を一にする家族及び所得別別居者に○印

続柄	氏名	年令	勤務先名	所得の種類	収入・売上金額(税込) 万円	所得金額(税込) 万円
父	奨学 太郎	53	会社員	給与	376	37
母	奨学 花代	48	会社員	給与	125	0
母	花代	5				
所得の合計金額					37	37

続柄	氏名	年令	※設置者別	※学校種別	学年	※通学別	控除額 万円
本人	奨学 春子	15				⑦	28
兄	奨学 一郎	20	※国公立・私立	※小・中・高・高専・短大・大・専修	2年	※自宅・自宅外	⑧
姉	奨学 夏子	18	※国公立・私立	※小・中・高・高専・短大・大・専修	3年	※自宅・自宅外	⑨
			※国公立・私立	※小・中・高・高専・短大・大・専修	年	※自宅・自宅外	⑩

所得から差し引か

ア 母子・父子世帯 (子女が18歳未満及び60歳以上で経済力のない祖父母の世帯等)	(一律49万円)	⑪
イ 障害のある人がいる世帯 (公害疾病の認定を受けた障害のある人、常に就床を要する要介護の人等)	(1人につき86万円)	⑫
ウ 家計支持者が別居している世帯 (別居による、住居・光熱・水道・家具・家事用品の実費)	(71万円限度)	⑬
エ 長期に療養を必要とする人のいる世帯 (6か月以上療養中の人、療養を必要とする人)		⑭

給与所得以外の場合

万円未満切り捨て

生計を一にする家族及び所得別別居者に○印

続柄	氏名	年令	職業・勤務先等	所得の種類	収入・売上金額(税込) 万円	所得金額(税込) 万円
父	奨学 太郎	53	会社員・農業	給与 農業	380	41
母	奨学 花代	48	会社員	給与	20	20
母	花代	5				
所得の多い1人の所得金額					61	61

続柄	氏名	年令	※設置者別	※学校種別	学年	※通学別	控除額 万円
本人	奨学 春子	15				⑦	28
兄	奨学 一郎	20	※国公立・私立	※小・中・高・高専・短大・大・専修	年	※自宅・自宅外	⑧
姉	奨学 夏子	18	※国公立・私立	※小・中・高・高専・短大・大・専修	年	※自宅・自宅外	⑨
			※国公立・私立	※小・中・高・高専・短大・大・専修	年	※自宅・自宅外	⑩

主に家計を支えている者、ひとりに○をつける。同一人で2種類以上の所得がある場合は、二段等に記入する。

◇連帯保証人は、保護者（父母又はそれに代わる人。）です。（未成年者は除く。）
◇「氏名」は必ずその人に自署してもらい、「印」も押してもらってください。

○もう一人の連帯保証人は、保護者とは別世帯、別住所の独立した生計を営んでいる62歳以下の方（非課税世帯は認められません）で、予定者を記入して下さい。
候補者決定後、印鑑登録証明書と所得課税証明書の提出が必要です。

「同一生計の家族」欄
◇「家族」は本人と生計を一にする人全員を記入してください。
※就学者は「就学者」欄に記入してください。
◇「年齢」は申込時現在で記入してください。
◇別居者は、続柄の欄に○印をつけてください。

「就学者」とは、小・中・高校、高専、短大、大学、大学院、特別支援学校、専修学校（高等課程・専門課程）に在学する人です。
(注) 専修学校の一般課程及び各種学校（予備校等）など上記以外の学校に在学する人は「就学者を除く家族」欄に記入してください。

「所得の種類」は、給与、商業、工業、農業、林業、水産業、その他の区分で、該当するものを記入してください。
ア、「給与所得」とは俸給・給料・賃金・役員報酬・年金・恩給・賞与・専従者給与並びにこれらの性質を有する所得のことです。
イ、「その他」とは自由業、保険外交員、税理士等によって得ている収入と、利子・配当・家賃・賃間代・地代・内職収入・生活保護法による扶助費・失業給付金等の収入のことです。

「収入・売上金額」欄
・市町村発行の「令和4年度所得課税証明書」の収入金額を記入して下さい。
・同一人で2種類以上の収入があるときは、欄を上下に区分して記入して下さい。
・令和4年の途中で就職・転職（開業・転業等を含む）した場合や、令和5年に新たに就職した場合は、申込時現在の月収及び賞与等を参考にして、1年間分を推算して下さい。

「所得金額」欄
・給与所得の場合、参考1 給与所得金額早見表を参照し記入して下さい。
・給与所得以外の場合、所得課税証明書の合計所得金額を記入して下さい。
・2種類以上の所得がある場合、欄を上下に区分して記入して下さい。